

令和7年度東京都入札監視委員会 第3回制度部会

令和8年1月21日(水)

東京都第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6

【東川契約調整担当課長】 それでは、これより東京電業協会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきます。

本日は、都の入札制度をよりよいものとするを目的に、現場の実態を踏まえたご意見を直接伺うため、東京都入札監視委員会制度部会として意見交換会の場を設定させていただきました。

東京電業協会の皆様におかれましては、お忙しい中、都庁までお越しいただきまして誠にありがとうございます。私、本日の進行役を務めます、財務局契約調整担当課長の東川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは出席者のご紹介でございますが、入札監視委員会制度部会の委員の方々をご紹介申し上げます。

委員の斉藤徹史様です。

【斉藤委員】 斉藤でございます。よろしくお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 同じく委員の石橋哲様です。

【石橋委員】 石橋哲と申します。よろしくお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 同じく委員の柄澤愛子様です。

【柄澤委員】 柄澤でございます。よろしくお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 よろしくよろしくお願いいたします。

東京電業協会の皆様につきましても、お1人ずつご紹介させていただきたいところですが、時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料にあります出席者名簿に代えさせていただければと思います。

また、都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりとなっております。

それでは意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の稲垣より一言ご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 東京都財務局で経理部長を務めております、稲垣でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

東京電業協会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度にご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。また、本日も大変お忙しいところ、皆様の貴重なお時間を頂戴いたしましてありがとうございます。

加えまして、昨今様々な面で社会経済情勢が変化しております中で、東京都の建設事業を皆様方に大きく支えていただいております。重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、第三次・担い手3法につきましては、令和6年6月に成立をしておったところでございますが、昨年末12月に全面施行となったところでございます。

こうした中で、都といたしましても入札契約制度を適切に運用していくということはもちろんのことですけれども、改正法の趣旨を踏まえまして適正に対応していく、そういったことを通じまして建設業界の諸課題の解決、働き方改革といったことに、私どもといたしましても貢献をしてまいりたいと考えているところでございます。

そうした中、本日は大変貴重な意見交換の場でございますので、ぜひ率直な意見をお聞かせいただければと思っております。

入札監視委員会制度部会の先生方におかれましても、大変ご多用の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日、専門的な見地からご意見やご質問を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、限られた時間ではございますけれども、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【東川契約調整担当課長】　　続きまして、東京電業協会の久原専務理事よりご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

【久原専務理事】　　いつも大変お世話になっております東京電業協会専務理事の久原でございます。

東京都様におかれましては、日頃より電気設備工事業界へのご指導、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

また本日は、入札監視委員会制度部会先生方のご列席のもと、直接業界の声をお聞きいただき、このような貴重な機会を設けていただきましたことに厚く御礼申し上げます。

私ども電気設備工事業界は、電気設備の建設とその保守、管理などを通じて、国民生活や経済活動に直結するライフラインを支え、人々の安全と安心を提供する使命を担っていると、そのように自負しております。

さて、そんな我々業界でございますが、喫緊の、そして最重要課題が人材の確保でございます。現時点で人手不足、そして将来を担う人材の確保も大変に困難を極めており、我々業界は非常に厳しい環境に置かれております。それから資機材の価格高騰、納入の遅れ、不足の問題も、未だに残っている部分もございます。

昨年度から始まりました時間外労働の上限規制につきましても、これを遵守するためには、発注者様などのご協力が不可欠な状況でございます。

様々な課題に対応するに当たって、当然に自助努力はするわけでございますが、どうしても自分たちの力だけでは解決できないものがございます。そのような背景から、本日は何点かご説明、ご要望させていただければと考えております。課題解決に向けてより一層のご指導、ご支援をお願いできればと思っております。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

【東川契約調整担当課長】　　ありがとうございました。

それでは、本日の進行についてご説明申し上げます。

まず、東京電業協会様から都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただければと存じます。

次に、報告事項についてです。

事前に送付させていただいております「入札契約制度改革 本格実施後の状況」につきましては、お時間に限りがございますので、本日も説明する時間は設けておりませんので、後ほどご参照いただければと存じます。

なお、本日も時間も限られておりますので、意見交換、こちらにつきましては最後に一括して実施したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速ではございますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等につきまして、東京電業協会様からお願いできますでしょうか。

【久原専務理事】 それでは、私のほうからご説明させていただきます。恐縮ですが着座にて失礼いたします。

まず1番目が人材の確保についてでございます。採用支援をお願いしたいというものでございます。

有効求人倍率は、全産業平均に対しまして、建設従事者は非常に高くなっております。建設業が引き続き安全安心、地域の守り手として役割を果たしていくためには、担い手の確保が急務でございます。若者にとって魅力ある産業となること、女性が働きやすい職場環境の整備、外国人労働者の受入手続の複雑さや、受入れ企業の多大なコスト負担といった大きな障壁・問題、多々ございまして、これらへの対策・解決が早急に求められております。採用支援策の拡充を要望いたします。

具体的には、例えば外国人材の受入れ企業のコスト、これはとてつもないコストが実はかかっているのですが、これに対する補助金支援等をお願いしたいと。そしてそれらが申請が簡易で、利用しやすい制度となるようにお願いしたいと考えております。

本日この場が入札契約に関する意見交換の場なので、この話は対象外と思われるかもしれませんが、私ども契約を受けられない、いわゆる不調不落問題ですけれども、その理由の一つに人がいない、要は人手不足、人材不足というのが大きく関係をしております。補助金の件、ぜひ同じ局内のしかるべき部のほうにお伝えいただければというふうに思っております。

2番目ですが、適正な経費金額の確保についてでございます。

資機材の価格変動への対応でございます。資機材等の価格変動は、安定する兆しが見られず、引き続き市況価格と物価資料掲載価格との乖離が見られます。入札後の価格乖離を危惧することが、これもまた不調不落の原因ともなり得るため、市況を反映した価格の適時採用を希望いたします。

スライド条項の運用でございますが、手続きの迅速化、それから受注者負担分の撤廃についてご検討をお願いしたいと思います。

それからスライド条項の運用、これが適切にされていない発注者側の担当者の認知や理解が進んでいないといった区市町村が実はございます。区市町村に対して情報提供、あるいは助言などを行っていただければと思っております。

2枚目ですが、職場経費や歩掛率の見直しについてでございます。週休2日であるとか時間外労働の上限規制とかがありまして、現場というのは従来と同じ運用では適用が難しい状況でございます。現場でこの変化に対応すべく、様々な取組を進めておりますが、経費も当然のことながら増加しております。

令和5年に現場管理費率、こちらの見直しがありましたけれども、現在の物価上昇には追いついておりません。我々民間企業では、政府の掲げる賃上げに応えるべく、身を切る覚悟で善処しております。持続的で構造的な賃上げの実現に向け、適正な利益を確保していくことができるよう、実態に即した現場経費や歩掛率の見直しを行っていただきますようお願いをいたします。

3番目でございます。工期管理でございます。

公的発注者において4週8閉所を前提とした適正な工期の確保に向けて取り組んでいただいておりますが、完全実現には至っていない状況かと思っております。

我々電気設備工事業では、着工時には4週8閉所が比較的实施をされておりますが、躯体が完成してからの繁忙期には、その実現が困難となることが多く見受けられます。これは、躯体工事をはじめとした前工程の遅延によりまして、後工程となる電気工事の工程にしわ寄せが来ているということでございます。

総合試運転調整を行うために関連工事を含めた各工事が支障なく完了しているべき時期を定めた概成工期、こちらの概成工期が適切に運用されております。

発注者として躯体工事をはじめとした工程遅延の発生をいち早く確認できるよう、工程管理をさらに強化していただくとともに、概成工期の遵守と運用の徹底をお願いしたいと思います。そして工程遅延が発生した際には、適切な工期延長と、延長に伴う費用について適正に請求できるようにお願いいたします。

4番目でございます。契約図書の精度向上でございます。

新築・改修工事ともに図面精度が低く、改修工事においては現場との不適合が多くございます。ケーブルや機器のおさまりが合っていないとか、既設が反映されていない図面が示されることが多くございます。施工者側でその不整合を是正する負担は、時間的にも金額的にも非常に大きなものでございますので、発注者から他工種の図面との整合性のとれたもの、現場と図面内容が整合された契約図書を提供していただくこと、これが必須かと思っております。

発注者側において必要な知識を有する人材の確保・育成を行っていただくなどして、精度の高い図面を提供していただき、現場従事者の負担がなくなるようお願いを申し上げます。

5番目でございます。公共工事における発注情報の早期開示でございます。

現在、再開発事業や民間の設備投資が旺盛な中、不足する人材を効率よく、また効果的に配置しながら、官民両方の仕事に対応すべく各社大変に苦慮しております。

受注には限られた技術者、技能者を早い段階で確保し準備することが必要なため、工事概要の把握をより早期に行うことが重要でございます。これ、民間の発注では、設計協力とか仮契約を行うということで早期に工事内容を精査し、人材それから資機材の準備確保、これが可能となっておりますが、予算確保・執行のルールの中で縛られている公共工事では、情報開示から入札までの期間が短くなるため、準備が間に合わず、入札に参加できない状況となる場合がございます。

公共工事についても早期に工事準備し、確実に対応できるよう、将来的な予定物件としてより前に情報を多く出していただく、情報開示ができる、そういった仕組みを検討していただきますようお願いを申し上げます。

6番目が分離発注でございます。分離発注につきましてはご理解をいただきまして、継続していただいておりますが、一部発注者側の技術者不足等によりまして、一括発注方式を採用されている公的発注者があるとお聞きしております。

各局及び地方自治体等公的発注者に対しまして、今後も分離発注を採用するように東京都としても助言・援助をお願いしたいと思っております。

最後に7番目でございます。全ての建設工事における適正基準の遵守ということで、設備工事業の受注のうち大きなウエイトを占めている民間工事において、関連法令の遵守と建設業界の理解、これが必要不可欠なのでございますが、必要な価格転嫁、適正な工期の確保等、こちらの周知・助言をより強化していただきたいと思っております。

東京都のほうに民間発注者となる方が申請であるとか、書類の提出にいらっしゃると思うのですが、そういう際には担い手3法をはじめとした契約や工期に関する内容について、指導・周知・助言をしていただきますとともに、各民間発注機関に対して情報の提供を、そこら辺の情報の提供をぜひお願いしたいと思っております。

私どもからは、以上でございます。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご頂戴したご意見ご要望に関しまして、都の所管部署から順次回答を申し上げます。

【米倉契約調整技術担当課長】 回答させていただきます。財務局契約調整技術担当課長をしております米倉と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、いただきましたご要望につきまして、順にご回答させていただきます。

昨年12月、今のお話もありましたけれど、第三次・担い手3法が全面施行されたところでございます。都といたしましても、将来にわたり建設業を持続可能なものとするためには、建設業を支える担い手の確保が重要であると認識しております。建設業への入職や定着の促進に向けた支援策の拡充に関するご要望と受け止めております。こちらにつきましては、関係部局のほうへお伝えさせていただきたいと思っております。

【軸菌電気技術担当課長】　　続きまして、建築保全部電気技術担当課長の軸菌です。今日は、よろしくお願いいたします。

それでは2番の（1）資機材の価格変動への対応についてです。

財務局が定める工事積算標準単価は、近年の市場動向を踏まえ、資材については毎月改正を実施しているところです。また、施工の実態等を的確に反映した積算も行っており、適正な予定価格の設定に努めていきます。

【米倉契約調整技術担当課長】　　引き続きまして、米倉のほうから説明させていただきます。

今の資機材の価格変動への対応につきまして、後段、スライド条項の部分につきまして回答させていただきます。

スライド条項の運用につきましては、事業者からの請求に確実に対応できるよう庁内に周知徹底しております。請求があった日からスライド額を算定するための残工事の基準日を2週間以内に定めるということとするなど迅速化に努めております。

受注者負担の率の撤廃についてでございますが、公共調達においては、受注者と発注者は対等との考えのもと、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、受注者と発注者とで負担を分担すべきものであると考えております。引き続きスライド条項を適切に運用し、物価変動等へ対応してまいります。

また、都内自治体におきましては、地域の現状や課題等を踏まえた上で、それぞれの制度を構築しているところでございますが、都と区市町村の協議会などを通じまして、都の取組内容等を紹介、共有してまいりたいと思います。

【軸菌電気技術担当課長】それでは（2）現場経費や歩掛率の見直しについてです。

予定価格の算定に当たっては、国の設定した現場管理費率を用いて、現場管理費を計上するとともに、国に準じた労務費の補正係数や標準歩掛を用いて工事費を計上しております。今後とも国の動向を注視しながら、適正な予定価格の設定に努めてまいります。

続きまして3全体工期内において4週8閉所が可能となる適正な工程管理についてですが、関連する全ての工事の特記仕様書に概成工期を明記した上で、監督員が施工状況の確認を行いながら工事間の調整を図り、概成工期が遵守されるよう受注者に指示等を行っております。さらに受電の6か月前、1か月前に実施している統括電気主任技術者の現場実査の際には、各工事の監督員や受注者に対して概成工期の遵守に向けた助言等を行っております。

関連工事の影響など受注者の責に帰することができない事由がある場合は、工期延長を可能としています。この場合、発注者、受注者間で工程調整、協議を行い、必要に応じて設計変更などの措置を講じております。引き続き、概成工期が遵守されるよう取り組んでいきます。

続きまして、契約図書の精度向上についてです。

現場施工を円滑に進めるためには、工事間で整合のとれた契約図書の作成が重要です。契約図書の作成に当たっては各業種間で図面を突合し、整合を図るなど、引き続き精度向上に取り組んでいきます。

また、改修工事におきましては、事前調査等により、工事場所の現況を把握した上で、施工条件や工事内容を十分検討し、設計図書を作成するよう引き続き努めていきます。

なお、工事現場において予見していなかった問題が生じた場合、契約約款に基づき、受発注者間で協議の上、適切に設計変更を行っております。引き続き円滑な施工ができるよう、適切に取り組んでいきます。

【米倉契約調整技術担当課長】 続きまして、公共工事における発注情報の早期開示についてでございます。

年間発注予定表は、円滑な工事発注に資するとともに、技術者、資材等の計画的な配置のために重要な情報だと認識しております。

そのため、建設業者が事業計画の参考とできるよう、予算成立後、4月1日を目途に当該年度の発注案件の概要、公表予定時期等も一覧で公表するとともに、公表後も随時更新を図っております。

【坂下保全担当課長】 建築保全部で保全担当課長をやっています坂下と申します。本件につきましては、米倉に引き続きご回答をさせていただきます。

東京都の第三次主要施設10か年維持更新計画では、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間としておりまして、計画期間内の維持更新、改築改修事業に着手予定施設を公表しております。

具体的には令和4年度から6年度を第1期、令和7年度から令和9年度までを第2期、令和10年度から令和13年度までを第3期として、それぞれの期に事業着手する予定施設をリストアップし、ホームページに掲載をしております。

なお、各年度当初には事業着手した施設の当該年度の進捗状況をまとめて、あわせて公表を行っております。引き続きこれらの取組を行うことで適切な情報提供に努めてまいりたいと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは引き続きまして、分離発注の継続についてでございます。

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、国民生活の向上に果たす役割を踏まえまして、分離分割発注によって、中小企業の受注機会の確保を図っております。

業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えており、都内自治体に対しましてもこの取組内容を紹介、共有してまいります。今後とも、原則として分離分割発注を徹底するよう各局に周知してまいります。

一番最後でございます。全ての建設工事における適正基準の遵守についてでございます。

民間工事におきましても、適切な価格転嫁や適正な工期の設定は重要でありまして、建設業許可部署からは不動産業界など工事発注関係団体との会議ですとか、建築許可等の相談の機会などを通じて、働きかけを実施していると聞いております。ご要望につきましては、関係部局へお伝えいたします。

回答につきましては、以上でございます。

【東川契約調整担当課長】 それでは、ここからはお時間の限りで意見交換をさせていただければと存じます。

今までのお話を踏まえまして、ご意見やご発言をいただければと思います。

まずは入札監視委員会の委員の先生方、いかがでしょうか。

斉藤先生、よろしく申し上げます。

【斉藤委員】 本日は、お忙しい中ありがとうございました。とても参考になりました。

私からは一点、2の(1)のスライド条項について伺いたいと思います。先ほど都からスライド条項に対して適切に対応されているというご見解をいただきました。一方、受注者サイドとしては、スライド条項の適用を自治体、発注者側に求めにくいというような声も時折聞きます。協会では、スライド条項が都に限らず自治体との契約で実際に適用されるケースが増えているのか感覚で結構ですので教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

【東川契約調整担当課長】 では、協会様のほうから今先生のご質問がありました受け止めというか、感覚について何かあればよろしくお願いたします。

【小林委員】 小林と申します。

スライドに関して、人件費等に関しては非常にすぐ認めてもらったりとか、我々のほうの要望をいろいろご判断していただいて、金額のほうに反映をいただいているので非常に助かっております。

資材のほうに関してなんですけど、やはり人件費ほどちょっと進んでないのかなというのがございまして、どうしても資材となると半月ごとに価格が変わったりとか、メーカー側のほうから提示があったりとかしますもので、そこにちょっと追いついていないのかなというのが現状かなと思っております。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

斉藤先生、いかがでしょうか。

【斉藤委員】 以前はスライド条項を使うことはなかったかと思いますが、企業によっては、年間に二、三回ぐらいはスライド条項の適用を検討することはあるのでしょうか。

【小林委員】 すみません。それは、東京都さんが発注するものに関してということですか。それとも全体の民間も含めての。

【斉藤委員】 全体的に。

【小林委員】 全体的に民間も含めて、スライドは今認めてもらっているような状況に

なっております。

【斉藤委員】 分かりました。ありがとうございました。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の先生方がでしょうか。

石橋先生、よろしく願いいたします。

【石橋委員】 今日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。

業界の皆様からのご意見も切実なものだと感じました。過去の議事録もざっと拝見して感じたところなのですけれども、業界の皆様のご要望というのは単なる不満の解消ではなくて、今や持続可能な産業構造への転換という叫びに近くなっているのかなというふうに拝読したところでございます。

ですので、いろんなご要望があたりになると今日もお聞かせいただいたのですけれども、発注側の姿勢としてやっています、検討しますという漠然とした制度語りのような回答にとどまらないで、建設システムの構造的なゆがみをどう変えていくのかというところでのリーダーシップとか、ご責任というのが求められているのかなというふうに強く感じるところでございます。

個別の話なのですけれども、例えば電業協会様の会社様のほうで、建設工事が遅延して電気工事の工期が圧縮されたときに、発注者に対して工期の延長とか、追加費用をご請求された場合に、認められたケースというのは直近でどのくらいあるのでしょうか。あるいは、ほぼ認められないというそういう感じなののでしょうか。

漠然としたご質問で申し訳ないのですけれども。

【福地委員】 先生、よろしゅうございますか。

工期延長に関しましては、建設現場というのは日々動いているものでございますので、工程に関してはもうどの工事と言わず、ほとんどの工事で延びたり縮んだりする。縮むということはあまりないのですが、延びる傾向にございます。ただ、その中で最終工期の竣工日を超えて工期が延びるということは、ほとんどなされていないというふうにお考えいただければよろしいかと思えます。

その中で調整しながら、何とか我々工事業者、ご発注側も含めて、ご発注側と工事業者が協議を重ねて、努力をしながら何とか竣工に結びついていると、そのような現状でございます。

【石橋委員】 ありがとうございます。互いのご尽力を頂戴しているのだろうなというふうに想像いたしました。

人材確保というのはその労働面での何ていうのでしょうか、ハードな労働環境ということが解消されるというのは、一つの大きな魅力になるのではないかというふうに思いますので、ぜひ皆様ご協力の上で、できれば平準化もしくは工期の柔軟な対応ということがもし可能であればいいなというふうに感じました。

私からは、以上でございます。

【東川契約調整担当課長】 先生、よろしくお願いいたします。

【柄澤委員】 柄澤でございます。本日はありがとうございます。

私のほうから要望事項の1点目、人材の確保という非常に難しい問題だと存じますけれども、こちらに関して一点、ご質問をさせていただければと思います。

こちら要望事項のほうを拝見いたしますと、やはりこの人材採用のところ、若年層ですとか女性ですとかそういった層かなと考えておりますけれども、こういった層の採用の促進補助、こういった建設人材に特化した採用、定着支援補助金ですとか、そういったものを想定されているというところが多いのかなとは考えております。採用1人当たりの支援金でありますとか、定着までのフォローアップの支援費をこういった費用の助成、こういったところを想定されているのかなと考えております。

こういった施策も非常に重要な施策かなと考えておりますけれども、他方で日本全体として労働人口が減っていると、全産業で減っているというところもございますし、少子化ということで今後もひとまずこの先しばらくは人口も増える、何でしょう、見込みもそんなにないというところもあるかなと考えておりますので、こういった採用支援に加えましてDXですとか省力化投資、こういったところへの支援というのも一つ策としては有効なものではないかなと考えてはおります。

例えば、その建設現場に向けたシステムの導入支援ですとか、クラウド型の施工管理ツールですとか、そういった導入の助成ですとか、そういったところ。こういったシステム導入ですとか、既に協会の皆様方におきましては進められているところかなとは存じますけれども、こういったDXですとか省力化投資への支援、こういったところについても結構要望があるかどうか、そういったところをお伺いしたいです。

【東川契約調整担当課長】 では電業協会様からのほうから、今のそういった支援策の中でのDXですとか、そういったことに関しての現場の実態感というか、ご要望がございましたら、お答えいただけますでしょうか。

【久原専務理事】 本日は具体的に要望書のほうには入れていないのですが、いろいろな機会を捉えまして、ICTを導入することに対しての支援などもいろいろなところでお願ひしております。まさしく先生がおっしゃったように、今、本当に人手が足りない中でDXを使った生産性向上というのは本当に必要なことで、そこら辺の支援のお願いもしておりますが、ただ電気設備工事の場合は、全てがAIに取って代われるといった業種でもございませんので、そういった面でやはり将来を担う人間も必要というところでございます。

【柄澤委員】 ありがとうございます。

【東川契約調整担当課長】 柄澤先生、以上でよろしいでしょうか。

【柄澤委員】 そうですね、はい。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

では、委員の先生方ありがとうございます。

それでは、続きまして東京電業協会様、何かございますでしょうか。

【松原委員】 電業協会の松原です。

2番の(1)のスライド条項の適用に関して、適切に運用されているということですが、スライド適用を資機材の関係でどれぐらいの件数、そういう対応をされていらっしゃるのか、お分かりになるようでしたら、教えていただければと思います。

非常に発注件数もいっぱいあるので、分からないところなのですけども。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご質問ありがとうございます。契約調整技術担当課長の米倉でございます。

今のお話ですと、人件費につきましてはスライドの対象になりやすいけれども、資機材については対象になりづらいというようなことかと思えます。いわゆる単品スライドですか、インフレスライドというものを運用しております。どちらかと言いますと、それはインフレスライドのお話と考えてよろしいでしょうか。

インフレスライドはそもそも資材も労務費も含まれて、そのどちらも対象に残工事を対象にその物価水準を引き上げるというものですので、原則といたしまして、基本的には資材も労務費も全て単価を入れ替えるという制度になっております。インフレスライドにつきましては人件費は認めているけど資材はそのままよというようなことは、基本的にはないというふうに認識しておりますので、基本的には請求があったものに対して、全件で資機材が入替わっているのではないかと考えております。

具体的にどういう状況が発生しているのかというのが、具体的に分かりませんので、またこれにつきましては具体的な状況などが分かりましたら、ご教示いただければ幸いです。

【久原専務理事】 すみません、続いてよろしいでしょうか。

【東川契約調整担当課長】 よろしく願いいたします。

【久原専務理事】 冒頭、部長のご挨拶にもございましたとおり、担い手3法、全て施行となりまして、標準労務費という考え方が新たに出てまいりましたが、その点、今後東京都さんは入札契約で、そこら辺はどのように反映させていかれるおつもりなのか教えていただければと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 引き続きまして、財務局契約調整技術担当課長でございます。

第三次・担い手3法の中で、標準労務費という考え方がこれまでの国の議論を踏まえてできました。全ての工種で標準労務費というものが設定されたわけではないという状況かとは思いますが、地域の守り手である建設業者がその役割を果たし続けていくために、法改正が行われたものだというふうに認識しております。都としても担い手確保すとか、生産性向上というものは重要な課題であると認識しております。

これまでも担い手3法は、段階的に施行されてきていますけれども、今回全面施行されまして、国の状況ですとか、都のほうの検討も踏まえつつ、適切にそれぞれの法改正の趣

旨を反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

【東川契約調整担当課長】 そのほか、何かございますでしょうか。

【福地委員】 恐れ入ります電業協会の福地でございます。5番目の公共工事における発注情報の早期開示という部分なのですが、この部分について、東京都さん以外、公的発注機関の皆様とこういった意見交換会、またそういったことも開催していただいているのですが、実は我々が非常に心苦しく思っていることがございます。

というのは、あなた方、協会さんにご発注側に対していろいろ要望はしてくれるけれども、じゃあ、なぜ入札に参加されないのですかと。非常に痛く、また心苦しく思っている次第でございます。

この一因となっているのが、この情報開示、早期開示に関する部分で、民間工事というのは今非常に民間市場、民間工事の市場、全体の建設工事のうち約6割が民間工事、そのうち、6割の占めたうちの約7割が民間工事になっています。残りの30%がいわゆる公的機関の発注工事というふうになるのですが、その民間工事に比べて、民間工事というのは東京都さんの入札制度ではあり得ないような、いわゆる先行発注であるとか、設計応援協力であるとか、仮契約という制度で、ある程度物件が表面化したときに、いわゆるグリップ行為が行われていると。

それに比べて公共工事ですと、どうしてもその予算の執行年度にならない限り、その物件について明かすことはこれはまかりならんというところでございますので、じゃあ早めに情報を開示してくださいと、こういう言い方を申し上げても、それは予算の制度上できませんというお答えにしかならないというふうに思っています。

それをこれ非常識な意味で申し上げているのではございませんけれども、何とか天気予報ではございませんけれども予報的開示みたいな感じで、恐らく何年後にはこういった事業が計画されている状況ですというふうな意味合いで、我々にそれなりにサジェスションをいただくと非常に助かります。これは制度上できる、できないというものはあるかと思いますが、これはもう本当に切なる希望でございます。要望でございます。どうかご検討ください。

【坂下保全担当課長】 ご意見等ありがとうございます。保全担当課長の坂下と申します。

先ほど私のほうでご回答させていただきました第三次主要施設10か年維持更新計画では、都有施設という定義が東京都の建物全てではなく、例えば都営住宅や、公営企業局の所管のものは含まれていませんが、主要な建物の工事、これから改築や改修を行っていくものにつきましては、東京都側も計画的に、ある年度に一度に工事でもできませんので、予算執行の面も含めて、10か年の計画を立案させていただいております。

その計画の中には、計画施設をお示しをさせていただいておりますので、今、福地様からお話があった天気予報としても使っていただけるのかなと考えています。

この計画では、計画当初に10年間分をまとめて出していますが、毎年度の初めには、

当該年度の動きというところを、例えば設計が終了するとか、工事に着手するなど、少し細かい天気予報としてもお示しをしているところですので、その辺りの情報をお役立ていただきながら、先ほど米倉が申し上げました年間発注予定と併せてご活用いただければと思います。

【福地委員】 ありがとうございます。

【小林委員】 すみません、そちらの件に関してなんですけど、それは毎年変わる感じなのですか。例えば10か年で1回出されたのに、次の年はちょっと内容が変わっていたりとかすると変更になっているとか、そういうことになっているのでしょうか。

【坂下保全担当課長】 はい。計画では、10か年を1期、2期、3期と分けて、各期の範囲で計画施設を示しています。現在、第3次計画の第2期に入った段階で、前年度末にこの2期の案件について、更新はさせていただきました。

個々の案件の各年度の進捗というのは、年度の初め、おおむね5月末ぐらいに、例えばある案件が昨年度はまだ設計中だったものが今年度は発注するとか、設計が終ったというように、発注のフェーズに近づいている状況をお示しをさせていただいております。参考URLとか必要であれば、事務局を経由して、またご案内させていただければと思います。

【久原専務理事】 すみません、今のことに関連して。私の勘違いだったらあれなんですけど、ゼロ都債を使って1年前に要はゼロのときにもう契約するぞぐらいの勢いで、少なくとも1年前にはやれそうな気もするんですけど、ゼロ都債とかは使えないのでしたっけ。

【米倉契約調整技術担当課長】 もちろんゼロ都債も活用しながら、事業に合わせまして、そういった制度を活用しているところではございます。

【久原専務理事】 いまもゼロ都を使っている工事もあるということですか。

【米倉契約調整技術担当課長】 もちろん、ゼロ都を使っている工事はあります。全てが全てではないですけども、必要に応じて採用させていただいております。

【久原専務理事】 極力大きめの、ゼロ都で逆に難しいかもしれませんけど、そういう契約で使っていただきたいということになりますでしょうかね。

【東川契約調整担当課長】 それでは、そのほか何かございますでしょうか。

先生方もよろしいでしょうか。

では、ちょっと東京都のほうから何点か。

【米倉契約調整技術担当課長】 昨年も同じようなご質問させていただいたかと思うんですけども、東京都でもまだ引き続き不調というものが見られるという状況でございます。

昨年度に聞いたときは、やはり民間の需要が旺盛でというお話があって、将来の発注見通しがやっぱり重要ですよというご意見いただいたところでございます。というのも、やはり現在においても、やはりまだこういった民間需要というものが、しばらくは旺盛な状

況が続くというような状況なのでしょうか。

それとも、やはり技術者の不足といったご意見もいただきます。そうしたことがやはり影響していらっしゃるのか、そこら辺どのように捉えたらいいのかなと我々も考えているところをごさいます、何かお考えになっていることがあれば聞かせていただければ幸いです。

【小林委員】 電業協会、小林でございます。

案件に関して、やはり民間の需要が非常に大きくなっておりまして、前回と同様かなりの件数が来ております、会社によっては思いますけども、おおむね2030年ぐらいまでは、大きなものは、目ぼしいものは出てきている状況で、おそらく会社さんもおおむねの当りはつけてきているような感じがします。

やはり、あと案件が一つ一つがかなり大きくなっている、大型化しているということですね。今まで1万㎡が大きかったものが今は40万㎡であったり、さらにもっと大きな建物があったり。それと郊外ではデータセンター、これが乱立されている。データセンターに関しては、かなり工期も短く、ずっと長い間やっていくものですから、非常にそちらのほうもかなり逼迫しているような、技術者的に数字に携わる人間が逼迫している状況でございます。

あと電工、いわゆる職人のほうですね。先ほどお話があったかのように、かなり減ってきている状況です。10年前、20年前から比べると、もう激減しているような状況でございます、何とかこれを抑えようと各会社が努力しているような状況でございます。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

【米倉契約調整技術担当課長】 技能労働者の方も減っているし、技術者の方も減っているというようなイメージでよろしいですか。

【小林委員】 そうですね。残業規制等々で今まで1人でできたこと、1人とか2人でできたものが、残業があまりできませんということで倍必要になっていたりとかいうのもございますし、職人もかなり減ってきているというような状況でございます。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見ありがとうございます。何となく状況が理解できたような気がします。ありがとうございます。

【軸菌電気技術担当課長】 すみません、もう一問。電気技術の軸菌です。

質問とかではないのですが、先ほどの労働技術者不足とかいうことでICTとかDX利用という話がありましたけれども、我々の工事は例えば提出書類のハンコレスとか、あとペーパーレス化を進めておりまして、今では工事情報共有システムで本当に電子的に提出して決済するのもありますが、あとは遠隔臨場、そういうのも進めております。

私も現場へ行きますと、ウェブ会議もなかなかそこまで普及していないところがありますので、週1回お互い出向いて短い時間でやるよりも、ウェブ会議をどんどん活用して意見を相互に交わせば、もっと意思決定とか相談とかができて、業務効率化につながるかなと思っております。

現場へ行きましたら、やはり若い技術者が前よりは少ないなと思っておりまして、年配の方ですとウェブ会議とかアレルギーがあるかもしれませんが、1回やってみると結構楽、すごく便利なものだなと思います。画面越しなので意思疎通が、なかなか直接対応するよりと比べて少しやりにくいところはあると思いますが、うまく活用して時間の削減とか、業務効率化につなげていただければなと考えております。

以上です。

【久原専務理事】 ありがとうございます。今の点につきましても我々協会の中でいろいろとICT化、あるいはDXでアンケートを採りましても、その現場でタブレットを導入しているというのはもう9割いっていますので、実は多分ウェブ会議をやる環境も整っておりますので、ぜひそこら辺も活用しながらやっていきたいと思っております。

【東川契約調整担当課長】 それでは、そろそろお時間のほうも近づいてきておりますが、最後に何かご発言等ございますでしょうか。

(異議等なし)

皆様方よろしいですかね。ありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして、経理部長の稲垣よりご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 限られた時間ではございましたが、協会の皆様方から人材の確保や過去価格変動への対応、そういったものをはじめとしまして、現場で直面している実情につきましているいろいろとお聞かせをいただきまして大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

また、入札監視委員会制度部会の先生方におかれましても、様々な角度からお尋ね、ご意見をいただきまして感謝を申し上げます。

本日皆様からいただきましたご意見等を参考にしながら、今後とも入札契約制度を適切に運用していくよう努めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しいところどうもありがとうございました。

【東川契約調整担当課長】 それでは、以上をもちまして東京電業協会様と東京都財務局との意見交換を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

——了——